

北陸自動車道
長岡管内のり面補修工事

特記仕様書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社
新潟支社
長岡管理事務所

目	次	頁
1. 工事概要		1
2. 適用する共通仕様書		1
3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限		1
4. 配置技術者について		1
5. 工事用地等に関する事項		2
6. 関連施設その他との関係		2
7. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項		3
8. 工期		3
9. 関連工事に関する事項		4
10. 工程表及び履行報告に関する事項		5
11. 支給材及び貸与品に関する事項		6
12. 保安に関する事項		6
13. 環境保全に関する事項		9
14. 再生資源及び建設副産物の活用		9
15. 現場環境改善に関する事項		10
16. 快適トイレ		12
17. クマ対策に係る費用		13
18. 業務用プレート等に関する事項		14
19. 道路構造物点検の実施		14
20. 三者協議会に関する事項		15
21. 工事変更等検討会の設置		15
22. カーボンニュートラル推進工事		15
23. 環境配慮型コンクリートの活用について		17
24. 工事細部に関する事項		17
25. 補足事項		28

添付資料

様式－１	工程表
様式－２	工事履行報告書
様式－３	工事記録情報 完了届
様式－４	間接工事費計画書の提出について
様式－５	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－５（別添）	変更間接工事費計画書
様式－６	間接工事費増加費用見積書
様式－７	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－８－１	カーボンニュートラル施工計画書
様式－８－２	カーボンニュートラル施工計画書
別添－１	北陸自動車道 長岡管内のり面補修工事 三者協議会協定書(案)

1. 工事概要

- 1-1 工事名 北陸自動車道 長岡管内のり面補修工事
- 1-2 道路名 北陸自動車道
- 1-3 工事箇所 (自) 新潟県柏崎市大字笠島字御堂前 (米山IC)
緯度 37° 20' 20" 経度 138° 28' 30"
(至) 新潟県柏崎市大字両田尻字中島 (柏崎IC)
緯度 37° 21' 40" 経度 135° 35' 40"

1-4 施工内容

捨土掘削	60 m ³
吹付のり砕工	1044 m ²
切土補強土工	64 本
用排水溝	96 m
のり面溢水対策工	183 m ²

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-53 「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の 1-3 「工事箇所」及び 1-4 「施工内容」の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

- ・2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事
- ・市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限

3-1 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」（2）の表に下記を追加する。

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制実施報告書の提出先

4. 配置技術者について

4-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」 (4) に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

対象範囲

北陸自動車道 柿崎ICから三条燕IC

関越自動車道 小千谷ICから長岡JCT

上記を通過する市町村

5. 工事用地等に関する事項

5-1 プラント敷地に関する事項

(1) 位置及び面積

プラント敷地は、「交通規制工 詳細図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに面積等は、下表のとおりとする。

名 称	地先名	面 積	使用目的
プラント敷地	新潟県柏崎市大字鯨波字御所ノ入乙 北陸自動車道 上り線 本線路肩部 (388.6KP～388.7KP)	約200㎡	吹付プラント

受注者は、この敷地について本工事を完成する目的以外に使用してはならない。

(2) プラント敷地の現状確認

受注者はプラント敷地の使用に先立ち、監督員と現状の確認を行わなければならない。ただし、現存物の撤去・処理等の特別な対策工が必要になった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(3) プラント敷地の原形復旧

原形復旧の範囲は、プラント、営繕物等の仮設工作物及び残材等の撤去までとする。なお、受注者は原形復旧完了後監督員に通知し、整地及び跡片付け等の確認を受けるものとする。

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
北陸自動車道 米山IC～柏崎IC	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制

なお、交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(2) 電力、通信施設関係

位 置	路線・施設名	管理者名	摘 要
北陸自動車道 上り線 本線路肩部 388.6KP～388.8KP	光通信ケーブル	KDDI(株) NEXCO東日本	埋設
	メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設

電力・通信施設関係については、貸与資料を確認のうえ詳細な現地調査を実施し、施設構造物等の位置確認後に施工を行うものとする。また、上表に示す管理者との協議資料の作成を発注者が指示した場合は従わなければならない。

上記表中の「NEXCO東日本」とは、東日本高速道路株式会社の通称であり、本項以降においても「NEXCO東日本」と表記する。

(3) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項

7-1 作業抑制期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和8年11月15日～令和9年4月15日	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事
令和9年4月下旬～令和9年5月上旬		
令和9年7月下旬～令和9年8月中旬		
令和9年11月15日～令和10年4月15日		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8. 工期

8-1 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事又は測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間

8-2 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第2条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

9. 関連工事に関する事項

9-1 第三者が施工する他の工事

契約書第2条に規定するNEXCO東日本の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
北陸自動車道 粕島橋補修工事	工事区間の重複 (交通規制等)	令和6年7月4日 ～令和9年6月18日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	ライト工業(株)
北陸自動車道 R6長岡管内橋梁 補修工事	工事区間の重複 (交通規制等)	令和7年3月27日 ～令和9年4月15日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)森下組
令和8年度 保全工事業務等	工事区間の重複 (交通規制等)	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ メンテナンス 新潟
令和8年度 保全点検業務等	工事区間の重複 (交通規制等)	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ エンジニアリ ング新潟
令和8年度 施設保全工事業務	工事区間の重複 (交通規制等)	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ エンジニアリ ング新潟
令和8年度 施設保全点検業務	工事区間の重複 (交通規制等)	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ エンジニアリ ング新潟
令和8年度 通信施設保全点検 業務	工事区間の重複 (交通規制等)	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニ アリング
令和9年度 保全工事業務等	工事区間の重複 (交通規制等)	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ メンテナンス 新潟

令和９年度 保全点検業務等	工事区間の重複 (交通規制等)	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ エンジニアリ ング新潟
令和９年度 施設保全工事業務	工事区間の重複 (交通規制等)	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ エンジニアリ ング新潟
令和９年度 施設保全点検業務	工事区間の重複 (交通規制等)	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ・ エンジニアリ ング新潟
令和９年度 通信施設保全点検 業務	工事区間の重複 (交通規制等)	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 長岡管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニ アリング
北陸自動車道 R8長岡管内舗装 補修工事（仮称）	工事区間の重複 (交通規制等)	未定	NEXCO東日本 長岡管理事務所	未定
北陸自動車道 R8長岡管内橋梁 補修工事（仮称）	工事区間の重複 (交通規制等)	未定	NEXCO東日本 長岡管理事務所	未定

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に長岡管理事務所で行う規制調整会議（毎月第3木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整することとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-2「工程表の提出」及び1-19-3「履行報告」に規定する工程表の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表（様式-1）

- 1) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切盛土工	捨土掘削
のり面工	吹付のり砕工、切土補強土工
用排水工	用排水溝、のり面溢水対策工
交通規制工	交通規制工
雑 工	上記以外

(2) 共通仕様書 1-19-3「履行報告」に規定する履行報告（様式-2）

履行報告は、上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1.1. 支給材及び貸与品に関する事項

1.1-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	長岡管理事務所	工事期間中
交通規制標識類	矢印板・規制標識 ロボット誘導員 ラバーコーン	1 式		

1.2. 保安に関する事項

1.2-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議（工事着手前安全検討会）

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)・2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 2-2 受注者安全協議会

共通仕様書1-2 5-3「工事の安全」に示す受注者安全協議会とは「東日本高速道路株式会社新潟支社長岡管理事務所安全協議会」及び「東日本高速道路株式会社新潟支社管内高速道路安全協議会」を示すものである。

1 2-3 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

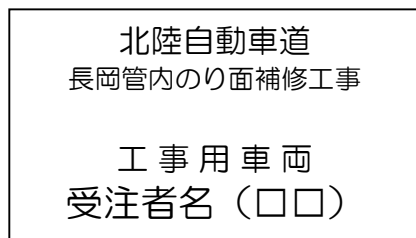
1 2-4 工事用車両の区別

共通仕様書1-2 5-2「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとするほか、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は黄色回転灯を備えたものとする。なお、受注者は、監督員が標示板の標示内容の変更を指示した場合、その指示に従わなければならない。

また、標示板は受注者の責任において適切に管理するものとし、各工事用車両の使用が完了した場合は、その都度速やかに処分するものとする。

工事用車両標示板参考図

①

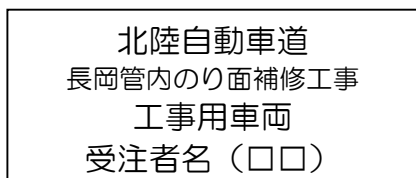


材質 : 耐水合板、強化プラスチック、
布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法 : ①A 4 又はA 3 程度
②W1000×H400

取付位置 : 車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な位置

②



車両区分	工事用車両標示板参考図番号	
	車両前	車両後
乗用車	①	①
トラック	①	②

色彩 : 下地黄色、文字黒色

字体 : 丸ゴシック体 (受注者名の文字の大きさは、他の
文字より大きめにする)

□□ : 受注者車両の通し番号

1 2 - 5 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するに当たっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

1 2 - 6 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 2 - 7 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 2 - 7 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工に当たっては、東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和 3 年 7 月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 2 - 7 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （１） 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （２） 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して近接工事対象となる管路等の設置状況の確認、近接工事の回避や移設等の検討、試掘や管路等の防護、埋設標柱の設置等万全の措置を講じられるよう、作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （３） 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 2 - 7 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- （１） 光通信ケーブル等については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行うものとする。

- （２） 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。

種別	所有者	条件等	貸与する資料	適用
通信ケーブル・管	NEXCO 東日本	埋設	管理用図面	
光ケーブル・管	KDDI ㈱ NEXCO 東日本	埋設	管理用図面	

1 2－8 保安に関する費用

本特記仕様書 1 2－1、4、5、6、7 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、本特記仕様書 1 2－1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」について重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要となることが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 3．環境保全に関する事項

1 3－1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 3－2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。
受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

1 3－3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施に当たり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 3－4 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4．再生資源及び建設副産物の活用

1 4－1 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	388.7KP付近 コンクリート構造物取壊し	約 14 m ³	再資源化施設
建設汚泥	388.7KP付近 切土補強土工	—	再資源化施設
建設発生土	388.7KP付近 捨土掘削	約 60 m ³	最終処分場

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊	(株)エコー・ユ ー荒浜センタ ー	新潟県柏崎市荒浜2丁目 字砂吹沢1894-1	休業日 : 日曜、祝日、土曜 受入時間 : 8:00～17:00 時間外受入: 事前連絡 受入条件 : 50×50×30cm以下
建設発生土	(株)北洋	新潟県柏崎市大字堀泉田 998番地	休業日 : 日曜、祝日、土曜 受入時間 : 8:00～16:30 時間外受入: 応談 閉鎖期間 : 降雪期

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 4 - 2 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用等（建設汚泥を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、本特記仕様書 1 4 - 1 「建設副産物の活用等」（3）により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 5 . 現場環境改善に関する事項

1 5 - 1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1 - 2 0 - 1 「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取組みについては、本特記仕様書 2 2 「カーボンニュートラル推進工事」に示す取組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策
地域連携	社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）

1 5 - 2 熱中症予防に係る対策費用

1 5 - 2 - 1 定義

熱中症予防に係る費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

1 5 - 2 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表―1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表―1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表―1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

1 5 - 2 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

1 5 - 2 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- （1） 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- （2） 実施状況が確認できる資料
- （3） 支払実績が確認できる資料

16. 快適トイレ

16-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

16-2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、(18)～(25)は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式(洋風)便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上とする)
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	(9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
	(13) 擬音装置(機能を含む)
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

1 6-3 快適トイレの費用の取扱い

- (1) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、本特記仕様書 1 6-2 「仕様」の内容を満たすことを示す書類を監督員に提出し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。
- (2) 設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- (3) 最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- (4) 運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払いは行わない。

1 7. クマ対策に係る費用

1 7-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1 7-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1 7-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- (1) クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- (2) 実施状況が確認できる資料
- (3) 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記（1）～（3）の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

18. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC対応）等を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC対応）等を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
北陸自動車道	米山 I C ～ 柏崎 I C 間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車
		質量20 t 以上の建設機械の運搬車
		資材・建設発生土・廃材等運搬車

19. 道路構造物点検の実施

19-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3 「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和8年4月）」（以下「点検要領」という）第1編「総則」第4章「点検の対象構造物」（3）土工構造物とする。

19-2 点検手法

点検は、点検要領 第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2編「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。なお、点検の実施にあたり、別途監督員から点検要領の補足を指示された場合は、受注者はそれに従うものとする。

19-3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

19-4 検査の記録

点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

19-5 費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領 第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2編「各種点検」第1章「初期点検」、点検要領に記載されている方法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書 19-1 「初期点検の対象構造物」に示す以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すると共に、監督員の指示を受け、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 三者協議会に関する事項

20-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（1） 令和7年度 長岡管内のり面補修検討業務

20-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「北陸自動車道 長岡管内のり面補修工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

20-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

20-4 三者協議会の開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

21. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

22. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 2 - 1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内は履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－8－2）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 2 - 2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－8－1）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 2 - 3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 2 - 4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書 2 2 - 1 「技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い」及び 2 2 - 2 「契約締結後の取り組みの提案」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書 2 2 - 3 「評価対象となる取り組み」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書 2 2 - 2 「契約締結後の取り組みの提案」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 2 - 5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19、20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会

性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

22-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

23. 環境配慮型コンクリートの活用について

本工事は、道路脱炭素化基本方針（令和7年10月1日 国土交通大臣）に基づき、道路の脱炭素化を計画的に推進するために当社が策定した「NEXCO東日本 道路脱炭素化推進計画（令和8年3月）」や「NEXCO東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略（令和6年6月）」における2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みとして、受注者からの提案により環境配慮型コンクリートの導入ができる工事である。受注者は、契約後に発注者へ当初工事契約金額の1%以下（諸経費含む）の範囲内で提案を行うものとし、提案内容は環境配慮型コンクリート設計・施工管理要領（低炭素型コンクリート編）令和8年7月 東日本高速道路株式会社 2-1 環境配慮型コンクリート製品の適用性の確認に基づく技術資料の提出とともに発注者と協議を行い、協議が整った場合にその環境配慮型コンクリートの適用と施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、上記の金額範囲内で発注者と受注者として協議して定めるものとする。

24. 工事細部に関する事項

24-1 施工計画書

受注者は、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」によるほか、厚労省通達、関連法令に準拠するものとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に以下のとおり追加する。

- (16) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

24-2 捨土掘削

24-2-1 種別

共通仕様書2-6-1「定義」に規定する捨土掘削の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	施工区分
土砂A	設計図書及び監督員の指示に従って本線の切土部の土砂（表土含む）及び堆積土を掘削して処分場へ搬出し処分するもの。

24-2-2 施工

共通仕様書2-6-5「施工」に下記を追加する。

- (10) 掘削時及び次工種の施工までの間に、設計図に示す掘削形状により掘削面の安定が図られない場合には、監督員に報告し受注者はその指示に従うものとする。

24-2-3 支払

共通仕様書2-6-7「支払」によらず下記のとおりとする。

捨土掘削の支払は、共通仕様書2-6-6「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。捨土掘削の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書24-2-1「種別」の施工区分に示す捨土掘削の施工、建設発生土の運搬・処分等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
2-(4)	捨土掘削 土砂A	m ³

24-3 吹付のり枠工

24-3-1 種別

共通仕様書4-14-1「定義」に規定する吹付のり枠工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	施工区分
A	セメントモルタル吹付 梁断面：300mm×300mm 横枠スパン：1500mm 縦枠スパン：1500mm 吹付のり枠の表面コテ仕上げは、三面仕上げとする。ただし、水切りモルタル部は除く。
B	セメントモルタル吹付 梁断面：200mm×200mm 横枠スパン：1200mm 縦枠スパン：1500mm 吹付のり枠の表面コテ仕上げは、三面仕上げとする。ただし、水切りモルタル部は除く。

24-3-2 材料

共通仕様書4-14-2「材料」に下記を追加する。

(1) 中詰めに使用する材料は次のとおりとする。

項目	材令28日における 圧縮強度 (N/mm ²)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類
セメントモルタル吹付	15.0以上	—	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種

2 4 - 3 - 3 施工

共通仕様書 4 - 1 4 - 3 「施工」に下記を追加する。

受注者は、施工開始前に吹付のり砕工の計画施工展開図を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

2 4 - 3 - 4 支払

共通仕様書 4 - 1 4 - 5 「支払」によらず下記のとおりとする。

吹付のり砕工の支払は、共通仕様書 4 - 1 4 - 4 「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工前ののり面調査、のり面の清掃、ラス網の設置、型わくの設置、鉄筋の組立て、セメントモルタルの製造、吹付け、表面コテ仕上げ、水切りモルタル、養生、中詰め等吹付のり砕工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (1 1)	吹付のり砕工	
	A	m ²
	B	m ²

2 4 - 4 切土補強土工

2 4 - 4 - 1 種別

共通仕様書 4 - 2 3 - 1 「定義」に規定する切土補強土工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	施工区分
D 1 9 ・ L = 3 . 0 m	第二のり面 (吹付のり砕工 A 施工箇所)	のり面地山の削孔 (φ 9 0 mm)、鉄筋の加工・組立・挿入、グラウト材の注入、定着、頭部処理を行うもの。 削孔機械は、ロータリーパーカッション式 (二重管方式) を用いて施工するもの。

2 4 - 4 - 2 材料

共通仕様書 4 - 2 3 - 2 「材料」に下記を追加する。

切土補強土工に使用する材料は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

2 4 - 4 - 3 施工

共通仕様書 4 - 2 3 - 3 「施工」に下記を追加する。

切土補強土工ののり面地山の削孔に使用する削孔水は、現地調達とする。なお、受注者の責によらず、削孔水の現地調達ができない場合はこれに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

24-4-4 支払

共通仕様書4-23-5「支払」によらず下記のとおりとする。

切土補強土工の支払は、共通仕様書4-23-4「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面地山の削孔、グラウト材の注入、補強材の挿入、補強材の頭部処理、足場の組立・解体、削孔機械据付・撤去・移動等切土補強土工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4-(20)	切土補強土工 D19・L=3.0m	本

24-5 用排水構造物工

24-5-1 種別

共通仕様書5-4「用排水構造物工」の単価表の項目の種別は、用排水構造物標準設計図集による他、次のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	施工区分
Pu・0.30・0.30 (A)	第一小段	機械及び人力により掘削を行い、プレキャストU型側溝（JIS A 5372）を設置した後、掘削土を用いて埋戻しを行うもの。 施工に伴い発生する余剰土は、処分場へ運搬し処分するもの。
Pu・0.30・0.30 (B)	第二小段	人力により掘削を行い、プレキャストU型側溝（JIS A 5372）を設置した後、掘削土を用いて埋戻しを行うもの。 施工に伴い発生する余剰土は、処分場へ運搬し処分するもの。

24-5-2 支払

共通仕様書5-4-5「支払」によらず下記のとおりとする。

用排水構の支払は、共通仕様書5-4-4「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、建設発生土の運搬・処分、基面の整形、コンクリート製品の運搬、設置、埋戻し、締固め、接合部又は取付部の施工等用排水溝の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
5-(1)	用排水溝	
	Pu・0.30・0.30 (A)	m
	Pu・0.30・0.30 (B)	m

24-6 のり面溢水対策工

24-6-1 種別

共通仕様書5-4-3「コンクリートシール」に示す単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	施工区分
コンクリートシール (10) A	第一小段	機械及び人力にて掘削を行い、基面整形を実施し、コンクリートの打込みを行うもの。 掘削により発生する余剰土は、処分場へ運搬し処分するもの。
コンクリートシール (10) B	第二小段	人力にて掘削を行い、基面整形を実施し、コンクリートの打込みを行うもの。 掘削により発生する余剰土は、処分場へ運搬し処分するもの。
コンクリートシール (10) C	第三小段	人力にて掘削を行い、基面整形を実施し、コンクリートの打込みを行うもの。 掘削により発生する余剰土は、処分場へ運搬し処分するもの。

24-6-2 支払

共通仕様書5-4-5「支払」によらず下記のとおりとする。

のり面溢水対策工の支払は、共通仕様書5-4-4「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、建設発生土の運搬・処分、基面の整形、型枠設置・撤去、コンクリートの運搬、打込み、仕上げ、被膜養生、目地材等ののり面溢水対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
5-(8) のり面溢水対策工	
コンクリートシール(10) A	㎡
コンクリートシール(10) B	㎡
コンクリートシール(10) C	㎡

24-7 構造物等取壊し工

24-7-1 種別

共通仕様書18-12-2「種別」は、下記のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	施工区分
コンクリート構造物取壊し (Type A)	第一小段 第二小段	既設プレキャストU型側溝Pu・0.30・0.30を人力にて取壊すもの。

コンクリート構造物取壊し (Type B)	第一小段 第二小段	既設コンクリートシールを人力にて取り壊すもの。
コンクリート構造物取壊し (Type C)	第三小段	既設コンクリートシールを人力にて取り壊すもの。

24-7-2 支払

共通仕様書18-12-5「支払」によらず下記のとおりとする。

構造物等取壊し工の支払は、共通仕様書18-12-4「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート構造物の切断、取壊し、掘削、積込、運搬、廃材処理等構造物等取壊し工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
18-(17)	構造物等取壊し工	
	コンクリート構造物取壊し (Type A)	m ³
	コンクリート構造物取壊し (Type B)	m ³
	コンクリート構造物取壊し (Type C)	m ³

24-8 交通規制工

24-8-1 種別

土木工事共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。

(1) 昼夜連続規制

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制期間・時間及び 施工可能時間（目安）※
路肩規制 A（昼夜）	北陸自動車道 上り線 米山IC ～柏崎IC	・吹付のり砕工 ・切土補強土工	昼夜連続規制（1回目） ・令和9年5月中旬～令和9年7月下旬（68日間を予定） ・1日目の8：00～68日目の17：00 ・（8：00～17：00） 昼夜連続規制（2回目） ・令和9年8月中旬～令和9年10月下旬（68日間を予定） ・1日目の8：00～68日目の17：00 ・（8：00～17：00）

(2) 車線規制

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の工事内容	規制時間※
車線規制 A (昼間)	北陸自動車道 上り線 米山 I C ～ 柏崎 I C (15～70千台/日 未満)	・ 捨土掘削 ・ 吹付のり砕工 ・ 切土補強土工 ・ 用排水溝 ・ のり面溢水対策工 ・ 構造物等取壊し工 ・ 土砂等流出防止柵工	昼間規制 7:00～18:00 (8:00～17:00)

※ 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。なお（ ）内は、交通規制内における施工可能時間を示す。

なお、受注者の責によらず、交通規制計画が変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

24-8-2 施工

(1) 交通規制の施工は、「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定によるものとするが、交通規制器材等について、次の項目を追加する。

1) 路肩規制 A (昼夜)

種 別	内 容	設置箇所	設置数量	摘要
警戒標識（高輝度又は超高輝度）	工事中/200m先 工事中/500m先	仮設防護柵テープ部の200m・500m手前	各1枚	貸与
速度規制標識（高輝度又は超高輝度）	規制速度50km/hここから	仮設防護柵テープ部の100m手前	1枚	貸与
速度規制標識（高輝度又は超高輝度）	規制速度50km/hここまで 80km/hここから	規制終点部	各1枚	貸与
仮設防護柵	H鋼基礎	工事箇所	60m	受注者が準備
自発光デリネーター	ソーラー式	仮設防護柵延長の2m毎に設置	31基	受注者が準備
クッションドラム	φ580×高820mm	仮設防護柵テープ部の先端部	3基	受注者が準備

2) 車線規制 A (昼間)

種 別	内 容	設置箇所	設置数量	摘要
矢印板（高輝度反射式 又は自発光式）	—	規制テーパー部	1 1 枚	貸与
車線数減少予告標識 （高輝度又は超高輝 度）	車線数減少/300m先 ^{※1} 車線数減少/800m先	規制テーパー部 の300m手 前・800m手 前	各1枚	貸与
警戒標識（高輝度又は 超高輝度）	工事中/500m先 工事中/1000m先 工事中/2100m先 ^{※2}	規制テーパー部 の500m・1 000m・21 00m手前	各1枚	貸与
速度規制標識（高輝度 又は超高輝度）	規制速度50km/h追 越禁止ここから	規制テーパー部 の100m手前	1枚	貸与
速度規制標識（高輝度 又は超高輝度）	規制速度50km/h追 越禁止ここまで 80km/hここから	規制終点部	各1枚	貸与
ロボット誘導員	—	規制テーパー部	1基	貸与
ラバーコーン	高輝度	規制テーパー部 の終わり～規制 終点	75基	貸与
標識車	2t	規制テーパー部 の終わり	1台	貸与
工事概要看板（高輝度 又は超高輝度）	規制内の工事概要を表示	標識車の下流側	1枚	受注者 が準備
規制延長看板（高輝度 又は超高輝度）	規制延長を表示	標識車の下流側	1枚	受注者 が準備
規制作業御礼看板（高 輝度又は超高輝度）	規制協力の御礼を表示	規制終点部	1枚	受注者 が準備
警告灯	自発光式	規制テーパー部 の先端部、規制 テーパー部の1 00m・300 m手前	各1基	受注者 が準備
規制回転灯	—	規制テーパー部	1基	受注者 が準備
ラバーコーン用保安灯	自発光式	川内トンネル内 のラバーコーン 3基毎	11基	受注者 が準備

覚醒マット	—	施工箇所手前	1 式	受注者が準備
防護設備	クッションドラム・トラック等	施工箇所手前	1 式	受注者が準備

※１・※２ 補助板は、受注者が準備する。内容は下記のとおりとする。

補助板参考図

300m先

2100m先

標識板：アルミ基板＋反射シート

シート：高輝度又は超高輝度シート

寸 法：W800×H300

色 彩：下地白色、文字黒色

３） 交通監視員

単価表の項目	配置場所	配置人数	配置期間
車線規制 A（昼間）	テーパー部１名、工事用車両出入口１名、施工箇所１名、規制内巡回等２名	５人	交通規制実施の都度（本体工事作業中）

（２） 危険車両が接近したときに規制内の作業員等へ警告するため警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、可搬式センサネットワーク、遠隔操作サイレン等の警報装置を使用するものとする。

（３） 日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとする。ただし、路肩規制 A（昼夜）及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

２４－８－３ 後尾警戒車の配置について

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞最後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者とが協議し定めるものとする。

２４－８－４ 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書１９－３－３「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

２４－８－５ 支払

共通仕様書１９－３－５「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１９－（１）	交通規制工	
	路肩規制 A（昼夜）	回
	車線規制 A（昼間）	回

2 4－9 土砂等流出防止柵工

2 4－9－1 定義

土砂等流出防止柵工とは、土砂等流出防止柵の材料製作、運搬及び設置・撤去を行うことをいう。

2 4－9－2 種別

土砂等流出防止柵工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	施工区分
土砂等流出防止柵工	第一小段	支柱材及び壁面材を設置・撤去するもの。

2 4－9－3 材料

土砂等流出防止柵工の材料は次のとおりとする。

材料名	形状寸法	摘要
単管パイプ	φ 4 8 . 6 mm, L = 1 . 0 m	支柱材
松矢板	幅 1 5 0 mm, t = 3 0 mm, L = 4 . 0 m	壁面材

2 4－9－4 施工

土砂等流出防止柵工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って支柱及び壁面材を設置するものとする。なお、受注者の責によらず、構造及び施工方法等が変更となる場合はこれに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 4－9－5 数量の検測

土砂等流出防止柵工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 4－9－6 支払

土砂等流出防止柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の製作、運搬、既設コンクリートシール削孔、積込、運搬、廃材処理、復旧、支柱及び壁面材の設置・撤去等土砂等流出防止柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 1 ）	土砂等流出防止柵工	m

2 4－1 0 路上作業安全講習に関する事項

2 4－1 0－1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

24-10-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回あたり50人以内
- (2) 講師 (株)ネクスコ・サポート新潟 社員
- (3) 費用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- (4) 実施日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあたっては、1回受講
- (7) 内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1. 5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用 方法、旗振り及び合図方法	1. 0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3. 0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1（5）に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。

24-10-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制内で作業を行う者
- (2) 交通規制出入り口を監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- (3) 主任（監理）技術者
- (4) 保全安全管理者

24-10-4 路上作業安全講習申込書の提出

受講にあたっては、監督員から受領した工事打合せ簿に基づき、路上作業安全講習会申込書を(株)ネクスコ・サポート新潟 安全教育課に提出する。また、路上作業安全講習後、下記の書類を監督員へ提出するものとする。

- ・「路上作業安全講習受講証明書」（写し）
- ・「路上作業安全講習受講者名簿」
- ・「信憑書類」

24-10-5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

24-10-6 支払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 2）	路上作業安全講習	回

25. 補足事項

25-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- （1） 立木等の伐採・処分を追加する場合がある。
- （2） 汚泥処理を追加する場合がある。
- （3） 発生材処分工を追加する場合がある。
- （4） 管理用階段工を追加する場合がある。

25-2 割掛対照表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
ラフテレーンクレーン費	ラフテレーンクレーンを使用し、資機材の荷揚げ、荷下ろしに要する費用をいう。

25-3 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書1-51-2「工事記録情報」に規定する、工事記録情報については次のとおりとする。

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、工事記録情報 完了届（様式-3）をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

25-4 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

25-5 災害協力業務

本工事期間中に工事箇所の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

25-6 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制室への通報
- (2) 発炎筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

25-7 間接工事費の変更

25-7-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者協議し定めるものとする。

25-7-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

25-7-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書の提出について（様式-4）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出について（様式-4）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

25-7-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-5）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式-6）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額に関する協議書により受注者は、間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-7）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

25-7-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

25-7-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (1) 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書の提出について（様式-4）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書の提出について（様式-4）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- (4) なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

25-7-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

25-7-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

25-8 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路㈱）を参考にするものとする。なお、当該ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf

25-9 ICTの活用について

本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

25-10 社会情勢の変化に伴う費用の協議

25-10-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

25-10-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、本特記仕様書25-10-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

25-11 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

(工事名) ○○自動車道 ○○工事

工事区間

自) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (KP ○○+○○)

工 期

自) 令和 年 月 日

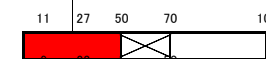
至) 令和 年 月 日

(○○○日間)

令和 年 月 日

新潟支社 ○○工事（管理）事務所

(前月まで) (線上に計画出来高 %)



— (今月分)

(線下に実施出来高 %)

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告書

(工事名) ○○自動車道 ○○工事

受注者

現場代理人

契約金額

工 期 自) 令和 年 月 日 (○○○日間)
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
跡片付け							
全 体							

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書 2 5－7 「間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書 2 5－7「間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

様式－ 5 （別添）

変更間接工事費計画書

（工事名）

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－ 6

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり
見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

様式－ 7

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号を協議のありました間接工事費増加費用の負担額については
同意いたします。

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照） バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減されるCO2排出量(t) = ■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ) = ★★t	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受注者名	
競争参加資格申請時に実施する とした取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

=★★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

北陸自動車道 長岡管内のり面補修工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

北陸自動車道 長岡管内のり面補修工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)新潟支社長岡管理事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)新潟支社長岡管理事務所に置き改良Ⅱ課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 令和7年度 長岡管内のり面補修検討業務

2) その他監督員が定める事項

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）又は東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書又は調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者
施工者
設計者